

# 鳥取縣公報

## 告示

鳥取縣告示第三百四十八号

市町村農業共済組合専任職員設置要領を次のように定め、昭和二十六年から適用する。

昭和二十六年八月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

市町村農業共済組合専任職員設置要領

一、農業災害補償法の円滑な運営と事業の促進を図る爲め、市町村農業共済組合に次の通り専任職員（国庫補助対象職員）を設置する。

甲基準 一名

乙〃 二名

丙〃 三名

二、専任職員は市町村農業共済組合専任職員資格試験に合格したものでなければならない。但し知事の特別に認められたものはこの限りでない。

昭和二十六年八月一日  
外 水曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

三、農業災害補償事業に従事する専任職員は兼務を認められない。

四、市町村農業共済組合長は専任職員を採用又は解職しようとするときは様式第一号による承認申請書に様式第二号又は様式第三号による調書を添付し、果農業共済組合連合会長を経由し、知事に提出しその承認を受けなければならない。但し採用の場合は前記書類のほか履歴書を添付するものとする。

五、果農業共済組合連合会長は前記申請書を受理したときはこれに対する副申書を添えて知事に提出するものとする。

様式第一号

農業共済組合専任職員採用(解職)承認申請書  
 市町村農業共済組合専任職員設置要領に基き農業共済組合専任職員を別紙調書の通り採用致したいから承認を求めたく申請する。

昭和二十六年 月 日

市町村農業共済組合長

鳥取県知事西尾愛治殿

様式第二号

市町村農業共済組合専任職員採用調書

職名	氏名	生年 月日	俸給	最終卒業		採用予備考
				学校及卒業年次	採用予定月日	
事務職員						
技術職員						

様式第三号

市町村農業共済組合専任職員解職調書

職名	氏名	解職年月日	解職事由	備考

鳥取縣告示第三百四十九号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第三十條及び第百十五條の規定により昭和二十六年六月一日から昭和三十年三月三十一日まで適用する家畜共済の共済掛金率を次の通り定める。但し表中括弧内の数字は昭和二十六年六月一日から昭和二十八年三月三十一日まで暫定的に適用する共済掛金率とする。

昭和二十六年八月一日

鳥取県知事 西尾愛治

共済目的	地域	死亡廃用共済掛金率	疾病傷害共済掛金率	生産共済掛金率
乳	牛 県下一円	七、一〇%	一〇、〇〇%	(一八、〇〇)%
乳用種	種 雌牛	六、五〇%		

役員用種

その他の牛 岩美郡 (一、四) (二四、〇)

その他の馬

八頭郡 (一、〇) (二四、〇)

種 雄

馬 県下一円 四、二二八、〇

種 雌

馬 〇、五七〇 (二四、〇)

種 雄

山 羊 二九、三二九、〇

種 雌

山 羊 (二八、八) 二九、〇

種 雄

めん 羊 二〇、〇三四、〇

種 雌

めん 羊 (一七、四) 三四、〇

種 雄

豚 〇、一七、三三二、〇

種 雌

豚 〇、一七、三三二、〇

鳥取縣告示第三百五十号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第三十條第三項により昭和二十六年六月一日から適用する家畜共済に対する事務費賦課金率を次のように定める。  
 昭和二十六年八月一日  
 鳥取県知事 西尾愛治

共済目的	死亡廃用共済事務費賦課金率		疾病傷害共済事務費賦課金率
	鳥取県	市町村農業共済組合	
乳 牛	〇、五%	〇、三%	〇、〇%
乳用種 々 雌牛	〇、五	〇、三	〇、〇
役員用種	〇、四五	〇、三五	〇、〇
その他の牛	〇、三	〇、二	〇、〇
種 雄 馬	〇、四	〇、二	〇、〇
種 雌 馬	〇、六	〇、二	〇、〇
その他の馬	〇、四	〇、二	〇、〇
種 雄 山 羊	〇、一四	〇、〇六	〇、〇
種 雌 山 羊	〇、一四	〇、〇六	〇、〇
その他の山羊	〇、一四	〇、〇六	〇、〇
種 雄 めん 羊	〇、一四	〇、〇六	〇、〇

種	種	その他めん羊
雌	雄	
豚	豚	
〇、五	〇、五	〇、一四
		〇、〇六
		四、〇
		四、〇
		四、〇

昭和二十六年八月一日印刷  
昭和二十六年八月一日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町

印刷所 縣

# 鳥取縣公報

## 選挙管理委員会告示

◇鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

農業委員会法施行令附則第二項の規定により、鳥取縣農業委員会委員の選挙を昭和二十六年八月二十一日執行する。

なお各選挙区において選挙すべき委員の数は、次のとおりである。

昭和二十六年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

第一選挙区 (鳥取市、岩美郡、氣高郡、八頭郡) 六名

第二選挙区 (東伯郡) 四名

第三選挙区 (米子市、西伯郡、日野郡) 五名

◇鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員選挙に

昭和二十六年八月一日 水曜日  
号 外

際し調製する鳥取縣農業委員会委員選挙人名簿の調製  
縦覧、異議の決定及び確定に關する期日及び期間並びに  
縦覧の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

調製期日 昭和二十六年八月一日

調製期間 昭和二十六年八月二日から 五日間

同 年八月六日まで

縦覧期間 同 年八月七日から 七日間

同 年八月十三日まで

異議の申立の期間 縦覧期間中

異議の決定期限 昭和二十六年八月十九日

名簿確定の期日 昭和二十六年八月二十日

縦覧の場所(名簿調製の区分) (縦覧の場所)

- 第一選挙区 第一、第二投票区分 岩美地方 事務所
- 第三、第四、第五投票区分 八頭地方 事務所
- 第六、第七投票区分 氣高地方 事務所
- 第二選挙区 第一、第二、第三投票区分 東伯地方 事務所
- 第三選挙区 第一、第二、第三、第四投票区分 西伯地方 事務所
- 第五、第六、第七投票区分 日野地方 事務所

鳥取縣選舉管理委員会告示第六十一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選舉の投票用紙の様式を次のとおり定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上 根 政 幸

鳥取縣選舉管理委員会告示第六十二号

農業委員会法第二十九條及第三十條第二項の規定により、鳥取縣農業委員会委員選舉における投票區及び開票區の區域をそれぞれ次の通り定める。

投票用紙様式

○注 意

- 一、候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二、候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者の氏名	
候補の氏名	

鳥取縣農業委員会委員選舉投票

昭和二十六年八月一日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上 根 政 幸

第一選挙區

第一開票區

第一投票區

鳥取市 岩美郡

倉田村、大里村、津ノ井村、宇倍野村、成器村、大茅村、福部村、面影村

第二選挙區

第二開票區

第二投票區

岩美郡

蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦富町、大岩村、田後村、網代村

第三選挙區

第三開票區

第三投票區

八頭郡

郡家町、國中村、船岡村、大伊村、國英村、河原町、八上村、西郷村、散岐村、大御門村、隼村、安部村、上私都村、中私都村、下私都村、大村、用瀬町、佐治村

第四選挙區

第四開票區

第四投票區

八頭郡

八東村、丹比村、若櫻町、池田村、社村、智頭町、山郷村

第五選挙區

第五開票區

第五投票區

八頭郡

末恒村、寶木村、酒津村、瑞穂村、鹿野町、勝谷村、逢坂村、小鷲河村、濱村町、青谷町、日置谷村、日置村、中郷村、勝部村

第六選挙區

第六開票區

第六投票區

氣高郡

神戸村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、明治村、豊實村、松保村、千代水村、湖山村、大郷村、吉岡村

第七選挙區

第七開票區

第七投票區

氣高郡

灘手村、社村、高城村、北谷村、山守村、矢途村、南谷村、上小鴨村、倉吉町、三朝村、三徳村、小鹿村、旭村、竹田村

第二選挙區

第一開票區

第一投票區

東伯郡

下北條村、中北條村、上北條村、長瀬村、上井町、西郷村、泊村、宇野村、橋津村、花見村、東郷松崎町、舍人村、淺津村

第三開票區 第三投票區 東伯郡  
 第一開票區 第一投票區 米子市  
 西伯郡

浦安町、下郷村、上郷村、古布庄村、八橋町、以西  
 付、赤碕町、安田村、下中山村、上中山村、成美村  
 大誠村、由良町、榮村  
 彦名村、夜見村、成實村、五千石村、巖村、日吉津  
 村、春日村、大高村、宇田川村、淀江町、大和村、  
 縣村

第二開票區 第二投票區 西伯郡  
 第三開票區 第三投票區 西伯郡  
 第四開票區 第四投票區 西伯郡  
 第五開票區 第五投票區 日野郡  
 第六開票區 第六投票區 日野郡  
 第七開票區 第七投票區 日野郡

崎津村、渡村、外江町、境町、余子村、中濱村、大  
 篠津村、富益村、上道村、和田村  
 尚徳村、天津村、大國村、法勝寺村、上長田村、東  
 長田村、賀野村、手間村、大幡村、幡郷村  
 所子村、高麗村、大山村、庄内村、御來屋町、名和  
 村、光徳村、逢坂村  
 日野村、根雨町、神奈川村、江尾町、米澤村、黒坂町  
 二部村、溝口町、日光村、八郷村  
 大宮村、阿毘縁村、山上村、多里村、日野上村、福  
 榮村、石見村

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会選挙における選挙長、開票管理者、投票管理者及びこれらの者に  
 事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次の通り選任した。

昭和二十六年八月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

選挙區名		投票區名	職名	住	所	氏名
第一選挙區	第一投票區	右職務代理者	同	鳥取市東町一番地		秋本重治
	第二投票區	右職務代理者	岩美郡浦富町大字牧谷四一三番地		青木清雄	
	第三投票區	右職務代理者	同郡同 町大字浦富五八四番地		糸谷仲治	
	第四投票區	右職務代理者	同郡同 町大字奥谷四七番地		山崎勝次	
	第五投票區	右職務代理者	八頭郡若櫻町大字屋堂羅二〇三番地		西村和太郎	
	第六投票區	右職務代理者	同郡同 町大字赤松六四番地		山本金治	
	第七投票區	右職務代理者	八頭郡智頭町大字大背七〇六番地		小林壽治	
第二選挙區	第一投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		中島秀藏	
	第二投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第三投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		三輪正博	
	第四投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第五投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第六投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第七投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
第三選挙區	第一投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第二投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第三投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第四投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第五投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第六投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第七投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
第四選挙區	第一投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第二投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第三投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第四投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第五投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第六投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第七投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
第五選挙區	第一投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第二投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第三投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第四投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第五投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第六投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第七投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
第六選挙區	第一投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第二投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第三投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第四投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第五投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第六投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第七投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
第七選挙區	第一投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第二投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第三投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第四投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第五投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第六投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	
	第七投票區	右職務代理者	同郡同 町大字智頭七四六八番地		小林壽治	

第二選挙区		第一投票区		選挙長、投票管理者、開票管理者	右職務代理者	東伯郡倉吉町仲之町	牧田叔人
第二投票区		第二投票区		右職務代理者	同	宮川民夫	
第三投票区		第三投票区		右職務代理者	東伯郡上井町大字上井一五八番地	砂原美雅	
第一投票区		第一投票区		選挙長、投票管理者、開票管理者	同 郡同 町大字福庭一八〇番地	野一色亮夫	
第二投票区		第二投票区		右職務代理者	東伯郡八橋町大字八橋一三八〇番地	中井光藏	
第三投票区		第三投票区		右職務代理者	同 郡同 町大字八橋一五二六番地	山本惣市	
第一投票区		第一投票区		選挙長、投票管理者、開票管理者	米子市東町九七番地	池本惣一	
第二投票区		第二投票区		右職務代理者	同	柴本惣一	
第三投票区		第三投票区		右職務代理者	西伯郡大篠津村一六八三ノ一番地	池島甚吉	
第二投票区		第二投票区		右職務代理者	同 郡同 村一六三一番地	本池益雄	
第三投票区		第三投票区		右職務代理者	西伯郡手間村大字天萬五六一番地	清川嘉治	
第二投票区		第二投票区		右職務代理者	同 郡同 村大字天萬八六一番地	渡邊亨	
第三投票区		第三投票区		右職務代理者	同 郡同 村大字上野一八三番地	山根英夫	
第四投票区		第四投票区		右職務代理者	同 郡同 村大字中高三五番地	金田鶴松	

第五投票区		第四投票区		第三投票区		第二投票区		第一投票区	
投票管理者	右職務代理者	投票管理者	右職務代理者	投票管理者	右職務代理者	投票管理者	右職務代理者	投票管理者	右職務代理者
日野郡日野村大字津地二六九番地	同 郡根雨町大字秋縄二七三番地	日野郡溝口町大字宇代三六五番地	同 郡同 町大字溝口六一六番地	同 郡日野上村大字天戸四六四番地	同 郡同 村大字三榮一四五番地				
山田芳美	柴田力壽	山中恒雄	亀井良雄	舟越寛治	柱本恒義	柱本恒義	柱本恒義	柱本恒義	柱本恒義

◆鳥取縣選舉管理委員会告示第六十四号

農業委員会法施行令第十三條において準用する公職選挙法施行令第五十條第一項、第五十五條第一項、第五十八條第一項、第六十條、第六十一條第一項の規定により鳥取縣農業委員会委員選挙について各投票区において不在者投票の事務を取扱う市町村の選挙管理委員会を次のとおり定める。

なお不在者投票の事務取扱場所は当該市町村の役場とする。

昭和二十六年八月一日

鳥取県選舉管理委員会委員長 上根 政幸

第一選挙区 第一投票区 鳥取市選舉管理委員会

第二同 浦富町 同

第三同 那家町 同

第四同 若櫻町 同

第五同 智頭町 同

第六同 濱村町 同

第七同 大正村 同

第二選挙区 第一同 倉吉町 同

00193

- 第二同 上井町 同
- 第三同 八橋町 同
- 第一同 米子市 同
- 第二同 大篠津村 同
- 第三同 手間村 同
- 第四同 所子村 同
- 第五同 根雨町 同
- 第六同 溝口町 同
- 第七同 日野上村 同

◇選挙告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙における第一選挙区選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第一選挙区選挙長

秋 本 重 治

- 一、選挙会の場所 鳥取市東町 岩美地方事務所
- 二、日 時 昭和二十六年八月二十三日午後一時

◇選挙告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙における第二選挙区選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第二選挙区選挙長

牧 田 叔 人

- 一、選挙会の場所 東伯郡倉吉町大字仲之町 東伯地方事務所
- 二、日 時 昭和二十六年八月二十三日午後一時

◇選挙告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙における第三選挙区選挙会の場所及び日時を次のように定める。

00194

うに定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第三選挙区選挙長

池 本 重 治

- 一、選挙会の場所 米子市東町 西伯地方事務所
- 二、日 時 昭和二十六年八月二十三日午後一時

◇選挙告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙における第一選挙区選挙会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第一選挙区選挙長

秋 本 重 治

- 一、場所 鳥取市東町 岩美地方事務所
- 二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◇選挙告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙における第二選挙区選挙会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第二選挙区選挙長

牧 田 叔 人

- 一、場所 東伯郡倉吉町大字仲之町 東伯地方事務所
- 二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◇選挙告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙における第三選挙区選挙会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第三選挙区選挙長

池 本 重 治

- 一、場所 米子市東町 西伯地方事務所
- 二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◇投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第一選挙区第一投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第一選挙区第一投票区

投票管理者 秋 本 重 治

- 一、投票の場所 鳥取市西町 鳥取市役所

◇投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第一選挙区第二投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第一選挙区第二投票区  
投票管理者 糸 谷 仲 治

- 一、投票の場所 岩美郡浦富町大字浦富鳥取東高等學校 岩美分校

岩美分校

◇投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第一選挙区第三投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第一選挙区第三投票区

投票管理者 西 村 和 太 郎

- 一、投票の場所 八頭郡那家町大字宮谷 那家町役場

◇投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員

選挙における第一選挙区第四投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第一選挙区第四投票区

投票管理者 小 林 壽 治

- 一、投票の場所 八頭郡若櫻町大字若櫻 若櫻町役場

◇投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第一選挙区第五投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第一選挙区第五投票区

投票管理者 三 輪 正 博

- 一、投票の場所 八頭郡智頭町大字智頭 智頭町役場

◇投票告示第一号  
昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第一選挙区第六投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第一選挙区第六投票区

投票管理者 米 村 正 美

- 一、投票の場所 氣高郡濱村町大字勝見 濱村町役場

◇投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第一選挙区第七投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第一選挙区第七投票区

投票管理者 宮 脇 善 繼

一、投票の場所 氣高郡大正村大字古海 大正村役場

◆投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第二選挙区第一投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第二選挙区第一投票区

投票管理者 牧 田 叔 人

一、投票の場所 東伯郡倉吉町大字仲之町 倉吉町役場

◆投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第二選挙区第二投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第二選挙区第二投票区

投票管理者 砂 原 美 雅

一、投票の場所 東伯郡上井町大字上井 上井町役場

◆投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第二選挙区第三投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第二選挙区第三投票区

投票管理者 中 井 光 藏

一、投票の場所 東伯郡八橋町大字八橋 八橋町役場

◆投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第三選挙区第一投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第三選挙区第一投票区

投票管理者 池 本 桎

一、投票の場所 米子市中町 米子市役所

◆投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第三選挙区第二投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第三選挙区第二投票区

投票管理者 池 島 甚 吉

一、投票の場所 西伯郡大篠津村 大篠津村公民館

◆投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員

選挙における第三選挙区第三投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第三選挙区第三投票区

投票管理者 清 川 嘉 治

一、投票の場所 西伯郡手間村大字天萬 手間村役場

◆投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第三選挙区第四投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第三選挙区第四投票区

投票管理者 山 根 英 夫

一、投票の場所 西伯郡所子村大字國信 所子村役場

◆投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第三選挙区第五投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第三選挙区第五投票区

投票管理者 山 田 芳 美

一、投票の場所 日野郡根雨町大字根雨 根雨町公会堂

◆投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第三選挙区第六投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第三選挙区第六投票区

投票管理者 山 中 恒 雄

一、投票の場所 日野郡溝口町溝口 溝口町役場

◆投票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第三選挙区第七投票区の投票の場所を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第三選挙区第七投票区

投票管理者 舟 越 寛 治

一、投票の場所 日野郡日野上村大字生山 日野上小学

校生山分校

◆開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第一選挙区第一開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第一選挙区第一開票区

開票管理者 秋 本 重 治

一、開票の場所 鳥取市西町 鳥取市役所

二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

◆開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第一選挙区第二開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第一選挙区第二開票区

開票管理者 糸 谷 仲 治

一、開票の場所 岩美郡浦富町大字浦富 鳥取東高等學

校岩美分校

二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

十分

◆開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第一選挙区第三開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第一選挙区第三開票区

開票管理者 西 村 和 太 郎

一、開票の場所 八頭郡郡家町大字官谷 郡家町役場

二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

◆開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第一選挙区第四開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

00201

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選舉第一選舉區第四開票區  
開票管理者 小 林 壽 治

- 一、開票の場所 八頭郡若櫻町大字若櫻 若櫻町役場
- 二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

◇開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選舉における第一選舉區第五開票區の開票の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選舉第一選舉區第五開票區  
開票管理者 三 輪 正 博

- 一、開票の場所 八頭郡智頭町大字智頭 智頭町役場
- 二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

十分

◇開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選舉における第一選舉區第六開票區の開票の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選舉第一選舉區第六開票區  
開票管理者 米 村 正 美

- 一、開票の場所 氣高郡濱村町大字勝見 濱村町役場
- 二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

◇開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選舉における第一選舉區第七開票區の開票の場所及び日時を次のように定める。

00202

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選舉第一選舉區第七開票區  
開票管理者 宮 脇 善 繼

- 一、開票の場所 氣高郡大正村大字古海 大正村役場
- 二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

◇開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選舉における第二選舉區第一開票區の開票の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選舉第二選舉區第一開票區  
開票管理者 牧 田 叔 人

- 一、開票の場所 東伯郡倉吉町大字仲之町 倉吉町役場
- 二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

十分

◇開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選舉における第二選舉區第二開票區の開票の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選舉第二選舉區第二開票區  
開票管理者 砂 原 美 雅

- 一、開票の場所 東伯郡上井町大字上井 上井町役場
- 二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

◇開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選舉における第二選舉區第三開票區の開票の場所及び日時を次のように定める。

00203

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選舉第二選舉區第三開票區

開票管理者 中 井 光 藏

一、開票の場所 東伯郡八橋町大字八橋 八橋町役場

二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

◇開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員

選舉における第三選舉區第一開票區の開票の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選舉第三選舉區第一開票區

開票管理者 池 本 征

一、開票の場所 米子市中町 米子市役所

二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

十分

◇開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員

選舉における第三選舉區第二開票區の開票の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選舉第三選舉區第二開票區

開票管理者 池 島 甚 吉

一、開票の場所 西伯郡大篠津村 大篠津村公民館

二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

◇開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員

選舉における第三選舉區第三開票區の開票の場所及び日時を次のように定める。

00204

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選舉第三選舉區第三開票區

開票管理者 清 川 嘉 治

一、開票の場所 西伯郡手間村大字天萬 手間村役場

二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

◇開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員

選舉における第三選舉區第四開票區の開票の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選舉第三選舉區第四開票區

開票管理者 山 根 英 夫

一、開票の場所 西伯郡所子村大字國信 所子村役場

二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

十分

◇開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員

選舉における第三選舉區第五開票區の開票の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選舉第三選舉區第五開票區

開票管理者 山 田 芳 美

一、開票の場所 日野郡根雨町大字根雨 根雨町公会堂

二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

◇開票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員

選舉における第三選舉區第六開票區の開票の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日  
鳥取県農業委員会委員選挙第三選挙区第六开票区

开票管理者 山 中 恒 雄

- 一、开票の場所 日野郡溝口町大字溝口 溝口町役場
- 二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

◆开票告示第一号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙における第三選挙区第七开票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第三選挙区第七开票区

开票管理者 舟 越 寛 治

- 一、开票の場所 日野郡日野上村大字生山 日野上村小学校生山分校

- 二、日 時 昭和二十六年八月二十一日午後五時三十分

◆开票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙における第一選挙区第一开票区の開票立会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第一選挙区第一开票区

开票管理者 秋 本 重 治

- 一、場 所 鳥取市西町 鳥取市役所
- 二、日 時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆开票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙における第一選挙区第二开票区の開票立会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第一選挙区第二开票区

第二开票管理者 糸 谷 伸 治

- 一、場 所 岩美郡浦富町大字浦富 鳥取東高等学校岩美分校
- 二、日 時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆开票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙における第一選挙区第三开票区の開票立会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第一選挙区第三开票区

开票管理者 西 村 和 太 郎

- 一、場 所 八頭郡郡家町大字宮谷 郡家町役場
- 二、日 時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆开票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙における第一選挙区第四开票区の開票立会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第一選挙区第四开票区

开票管理者 小 林 壽 治

- 一、場 所 八頭郡若櫻町大字若櫻 若櫻町役場
- 二、日 時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆开票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙における第一選挙区第五开票区の開票立会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第一選挙区第五开票区

开票管理者 三 輪 正 博

00207

- 一、場所 八頭郡智頭町大字智頭 智頭町役場
- 二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆開票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第一選挙区第六開票区の開票立会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第一選挙区第六開票区  
開票管理者 米 村 正 美

- 一、場所 氣高郡濱村町大字勝見 濱村町役場
- 二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆開票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第一選挙区第七開票区の開票立会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第一選挙区第七開票区  
開票管理者 宮 協 善 繼

- 一、場所 氣高郡大正町大字古海 大正村役場
- 二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆開票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第二選挙区第一開票区の開票立会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第二選挙区第一開票区  
開票管理者 牧 田 叔 人

- 一、場所 東伯郡倉吉町大字仲之町 倉吉町役場
- 二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

00203

◆開票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第二選挙区第二開票区の開票立会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第二選挙区第二開票区  
開票管理者 砂 原 美 雅

- 一、場所 東伯郡上井町大字上井 上井町役場
- 二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆開票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第二選挙区第三開票区の開票立会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第二選挙区第三開票区  
開票管理者 中 井 光 藏

- 一、場所 東伯郡八橋町大字八橋 八橋町役場
- 二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆開票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第三選挙区第一開票区の開票立会人の互選及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取縣農業委員会委員選挙第三選挙区第一開票区  
開票管理者 池 本 柁

- 一、場所 米子市中町 米子市役所
- 二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆開票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取縣農業委員会委員選挙における第三選挙区第二開票区の開票立会人の互選

及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第三選挙区第二开票区

开票管理者 池 島 甚 吉

一、場所 西伯郡大篠津村 大篠津公民館

二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆開票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員

選挙における第三選挙区第三开票区の開票立会人の互選

及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第三選挙区第三开票区

开票管理者 清 川 嘉 治

一、場所 西伯郡手間村大字天萬 手間村役場

二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆開票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員

選挙における第三選挙区第四开票区の開票立会人の互選

及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第三選挙区第四开票区

开票管理者 山 根 英 夫

一、場所 西伯郡所子村大字國信 所子村役場

二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆開票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員

選挙における第三選挙区第五开票区の開票立会人の互選

及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第三選挙区第五开票区

开票管理者 山 田 芳 美

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第三選挙区第七开票区

开票管理者 舟 越 寛 治

一、場所 日野郡日野上村大字生山 日野上小学校生

山分校

二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆開票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員

選挙における第三選挙区第六开票区の開票立会人の互選

及びくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第三選挙区第六开票区

开票管理者 山 中 恒 雄

一、場所 日野郡溝口町大字溝口 溝口町役場

二、日時 昭和二十六年八月十九日午前十時

◆開票告示第二号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員

選挙における第三選挙区第七开票区の開票立会人の互選

及びくじを次の場所及び日時に行う。

# 鳥取縣公報

昭和二十六年八月一日  
外 水曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

## 選舉告示

### ◇選舉告示第三号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選舉につき第一選挙区において次の通り立候補の届出があつた。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選舉第一選挙区選挙長 秋 本 重 治

届出月日	候補者氏名			職業	性別	生年月日	候補者	
	委	派	員				住	所
二六、八、一	加藤	重藏	日農県連	農業	男	大正三、一〇、一一	気高郡大和村大字倭文四二二四	
二六、八、一	谷垣	博義	無所属	農業	男	大正四、八、二	岩美美郡本庄村大字河崎一八	
二六、八、一	前家	寛二	無所属	農業	男	明治三二、一一、三〇	気高郡日置谷村大字奥崎一六一	
二六、八、一	谷口	壽瑛	無所属	農業	男	明治四三、一一、五	八頭郡西郷村大字小畑一六三	
二六、八、一	佐藤	長男	無所属	農業	男	明治四二、一一、二二	八頭郡国英村大字釜口七〇三	

◇選挙告示第三号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙につき、第二選挙区において、次の通り立候補の届出があつた。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第二選挙区選挙長 牧田 叔人

届出月日	候補者氏名			性別	生年月日	住 所	推 薦 届 出 者	
	候補者氏名	党派	職 業				氏 名	生年月日
八月一日	山本壽雄	無所属	農 業	男	明治三六年七月八日	東伯郡上小鴨村大字鴨河内二五二〇番地		
八月一日	永田重善	無所属	農 業	男	明治四二年四月二五日	東伯郡安田村大字八幡一〇四一番地	眞山栄吉	明治三一年東伯郡安田村大字八月二八日光二七三番地
八月一日	大嶋廣正	無所属	農 業	男	明治二九年四月二二日	東伯郡上北條村大字穴窪二二一番地	池田善一 神宮恒正	明治二五年東伯郡上北條村大字二月九日穴窪二二一番地 明治四一年東伯郡上北條村大字三月二四日穴窪二五〇番地

◇選挙告示第三号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙につき、第三選挙区において、次の通り立候補の届出があつた。

昭和二十六年八月一日

鳥取県農業委員会委員選挙第三選挙区選挙長 池 本 稯

届出月日	候補者氏名			性別	生年月日	住 所	推 薦 届 出 者	
	候補者氏名	党派	職 業				氏 名	生年月日
八月一日	小塩 曉	無所属	農 業	男	大正四年一月一日	西伯郡大高村大字尾高一五三ノ五番地	後藤正由 加藤寛夫 関岡米正	明治二九年西伯郡大高村大字九月二二日尾高一七七八番地 明治三七年西伯郡大高村大字七月一三日尾高一七三三番地 明治三九年西伯郡大高村大字一〇月三日下郷六五番地
八月一日	齋木光昌	無所属	農 業	男	明治三二年一月二三日	西伯郡成実村大字石井七八二番地	佐藤徳堯 末吉泰治	明治三〇年西伯郡成実村大字九月二五日奥谷四五七番地 明治二九年西伯郡成実村大字二月二六日古市六四六番地
八月一日	西山 勇	無所属	農 業	男	明治四三年一月二五日	西伯郡光徳村大字西坪一四〇番地		
八月一日	矢倉敬治	日本社会党	農 業	男	明治三四年二月一七日	西伯郡崎津村大字大崎六四七番地		